

肝炎検査費用請求書（初回精密検査）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要領の規定により次の事項について内容を理解したうえで同意し、肝炎検査（初回精密検査）に要した費用を下記のとおり請求します。

- ・県が肝炎ウイルス検査、精密検査及び定期検査の内容や費用について、関係機関へ照会すること。
- ・県がお住まいの市町村等へフォローアップに必要な情報を提供・照会する場合があること。
- ・肝炎ウイルス検査等を受けた県又は市町村から調査票が送付される等により、医療機関の受診状況や治療内容を確認し、必要に応じて電話等により連絡をする場合があること。

※ 申請にあたっては裏面の留意事項についてもご確認ください

請求金額： \_\_\_\_\_ 円

請求者氏名： \_\_\_\_\_ 印

フリガナ				性別	生年月日	
氏名				男 女	年 月 日	生
住所	〒 _____					
加入医療保険	被保険者氏名			請求者との続柄		
	保険種別	協・組・共・国・後		被保険者証記号・番号		
	被保険者証発行機関名					
	所在地					
振込口座	フリガナ □座名義					
	金融機関名			店舗名		
	□座種別			□座番号		
職域の肝炎ウイルス検査を受けた場合の医療機関への照会(シ印)	<input type="checkbox"/> 沖縄県が、上記対象者が職域で実施する肝炎ウイルス検査を受けたことを確認するため必要があるときは、上記対象者が職域で実施する肝炎ウイルス検査を受けたかどうかについて、添付の肝炎ウイルス検査結果通知書又は職域検査受検証明書に記載の医療機関に紹介を行い、当該医療機関から回答を受けることに同意します。					

※「職域の肝炎ウイルス検査を受けた場合の医療機関への照会」の欄には、対象者本人が同意する場合にシ印を記入してください。

※本請求書に医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書（妊婦健診の肝炎ウイルス検査を受けた場合は、母子健康手帳により検査日等が確認できない場合に限る。）を添付してください。

- ・職域で実施する肝炎ウイルス検査を受けた場合は、職域検査受検証明書（保有している場合に限る。）及び陽性者フォローアップの同意書（同意をしていない場合に限る。）も添付してください。
- ・妊婦健診の肝炎ウイルス検査を受けた場合は、母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し及び陽性者フォローアップの同意書（同意をしていない場合に限る。）も添付してください。
- ・手術前の肝炎ウイルス検査を受けた場合は、肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書及び陽性者フォローアップの同意書（同意をしていない

※ 医療機関によっては、診療明細書等に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。

## ※留意事項

- ・初回精密検査の場合、本請求書に医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書等を添付してください。
- ・定期検査の場合、本請求書に医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書及び医師の診断書（様式4）を添付してください。ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた場合（慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く）については、医師の診断書の添付を省略できます。
- ・医療機関によっては、診療明細書や診断書に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- ・請求内容の精査結果により、請求額と支給決定額が異なる場合があります。

対象となる検査項目は以下のとおりとなります。

初診料（再診料）ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として、知事が認めた額。

検査項目	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 $\gamma$ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査（断層撮影法（胸腹部））	

定期検査において、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査にかえて、CT撮影又はMRI撮影を対象とすることが出来ます。

CT撮影又はMRI撮影をした場合は、いずれも造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も助成対象となります。